

「国土強靱化のために実施する主な事業一覧」の作成方針（案）

令和 2 年 1 0 月 2 9 日

1 作成の趣旨

千葉県では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第 1 3 条の趣旨に基づき、国土強靱化に関する本県の様々な分野の計画等の指針となるべき計画として、平成 2 9 年 1 月に「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定したところである。

一方、国においては、地域計画に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の重点化、要件化、見える化を進めることにより、地域の国土強靱化の取組を一層促進している。

このため、「国土強靱化のために実施する主な事業一覧」（以下、「一覧」という。）を作成して、重点的に実施すべき施策について、実施事業等を明示して位置づけることにより、取組を加速化・深化する。

2 地域計画と一覧の位置づけ

地域計画は基本法第 1 3 条に基づく計画であり、国土強靱化に関して県の各種計画等の指針として定めるものである。

一覧は地域計画に基づく県の実施事業のうち、重点的に実施すべきものについて、名称、内容等を明示するものである。

3 一覧に掲載する事業

地域計画に基づき今後概ね 5 年間で実施する事業を掲載するものとする。

4 作成の進め方

作成に当たっては、全庁的な調整・連携を図りながら取り組むものとし、防災政策課がその総合調整を行う。

5 基本的な考え方

(1) 作成

本県の国土強靱化を推進するにあたり、重点的に実施すべき施策について、作成するものとする。

作成にあたっては、一覧に明示すべき事項について、各部（局・庁・本部）が補助金・交付金を所管する関係府省庁と調整のうえ、決定するものとする。

(2) 地域計画のリスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野との関係

地域計画における位置づけを明確にするため、一覧に明示する県の実施事業については、地域計画における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）及び施策分野との対応関係を示すものとする。

(3) 一覧の見直し

原則として1年ごとに、国の国土強靱化関係予算の重点化、要件化の実施内容及び県実施事業等の変化などを踏まえ、一覧の見直しを行う。

6 作成体制

各部局次長等で構成する「千葉県国土強靱化プロジェクトチーム」において、部局横断的に取り組むとともに、各部局主管課政策室長等で構成する幹事会において、案の検討を行う。